

# 不当景品類及び不当表示防止法

## I 事業者のコンプライアンス体制の確立

### ○事業者が講ずべき表示等の管理上の措置(第7条関係)

- ・表示等の適正な管理のため**必要な体制の整備**その他の必要な措置等を講じなければならない
- ・事業者が講ずべき措置に関して必要な**指針**を定めるものとする  
(事前に事業所管大臣と協議し、消費者委員会の意見を聴取)  
⇒ 予見可能性を確保し、事業者内部による管理体制整備を推進  
⇒ 事業者の創意工夫は確保し、管理体制の内容や水準は、事業者の**規模・業種に配慮**

### ○指導及び助言(第8条関係)・勧告及び公表(第8条の2関係)

- ・内閣総理大臣が**指導・助言、勧告**(勧告に従わないときは公表)  
⇒ 事業者が必要な措置を講じていない場合の措置

## II 情報提供・連携の確保

### ○適格消費者団体※1への情報提供等(第10条関係)

- ・消費生活協力団体・消費生活協力員※2から**不当表示等の情報**を提供  
⇒ 民間による問題事案への対処を支援

### ○関係者(国、地方公共団体、国民生活センター等)相互の密接な連携の確保(第15条関係)

## III 監視指導態勢の強化

### ○権限の委任等一国の執行体制の強化(第12条関係)

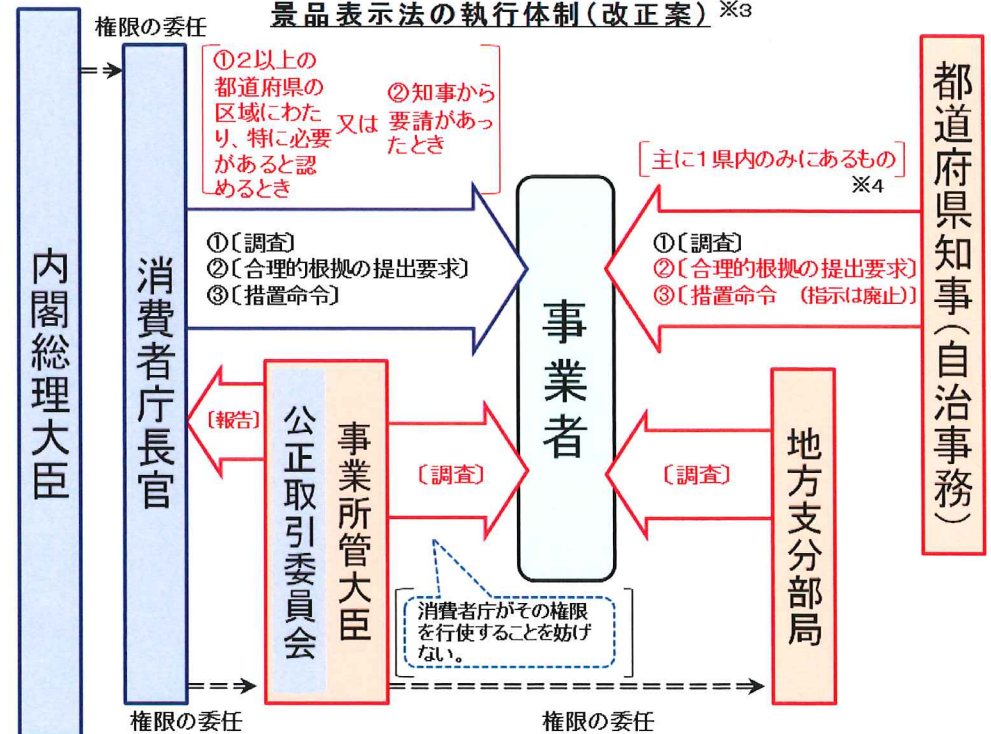
- ・消費者庁長官の権限の一部を**事業所管大臣**等に委任  
⇒ **[調査権限]**  
当該事業の実情を踏まえたより迅速かつ的確な法執行を推進

### ○権限の委任等一都道府県の執行体制の強化(第12条関係)

- ・消費者庁長官の権限の一部を都道府県知事に付与  
⇒ **[措置命令権限]**  
**[合理的根拠提出要求権限]**  
⇒ 国と地方との密接な連携を確保し、問題事案に的確に対処

※1 適格消費者団体には、景表法の違反行為の差止請求権が認められている。  
※2 今回改正(消費者安全法の改正)により新設

### 景品表示法の執行体制(改正案)※3



## IV 課徴金制度の検討等

### ○課徴金制度導入に関する政府の措置(改正法第4条関係)

- ・課徴金に係る制度の整備について検討  
(改正法施行後1年以内に検討し、必要な措置を講じる)

### ○施行期日は公布日から6月以内を予定

※3 [ ]部分は政令で定める事項の例  
※4 県域を超える場合には消費者庁が調整を行う。